

裁判記録を用いた児童虐待死亡事例の再検証からの考察

—事例研究会を活用した専門職の人材育成に向けて—

○ 帝京平成大学 齋藤知子 (006029)

キーワード：児童虐待、裁判事例研究、人材育成

1. 研究目的

本研究は、児童虐待死亡事例について、行政機関による検証報告と報道内容等を参照して、当該事例の裁判記録等を用いて再検証し、新たな知見を加味し人材育成に活用しようとするものである。実際の事例に対して、加害親の刑事事件としての裁判の記録を用いて再検証することで、今まで見えていなかった親の視点や家族を取り巻く虐待死に至るまでの経過などが加えることで、今後発生する児童虐待事例について、どのような視点を持つべきかを再考することに有効である。さらに事例研究会を行うことで、専門職の人材育成に活用する方法について提案し考察する。

2. 研究の視点および方法

本研究については、研究代表者本人による科研費事業研究の結果と一部、重複する。2011年度から最終的な目的として「児童虐待防止のための質の高い専門職の養成」を挙げて研究を積み重ねており、そのために類似したテーマで継続し、研究を重ねている。また、所属の日本社会福祉学会、日本司法福祉学会、日本子ども虐待防止学会、その他の学会、研究会などの研究成果の発表の場において、個人での発表に他、企画分科会、公募シンポジウムなどを企画し発表している内容とも一部重複するが、新たな研究結果を追記し、スパイラルアップを図っている。

本研究では、児童虐待死に関する行政の検証報告と刑事裁判記録(捜査によって解明された事件の全体像及び弁護側が弁明した虐待親側の事情を含めて)を対比する中で、明らかになった事実について、これを児童福祉分野の司法福祉を担う対人援助専門職の専門性を向上させる人材育成の視点から受け止めることによって、児童相談所等のアセスメントの内容や方法の課題点や、介入の失敗がなぜ発生したかという点について、再検証するという課題を立て実施した。そこから児童虐待対応の専門職が児童虐待の発生プロセスについての認識と洞察を深めることの必要性と重要性を問題提起し、事例研究会という形でその有効性を示した。

3. 倫理的配慮

検討に使用した事例は、行政機関によるインターネット上の公表報告をもとに、所轄検察庁に申請し許可された事例である。個人情報保護法に基づき、閲覧記録はすでに氏名や住所などは保護されている。事例研究を行うにあたっては当事者のプライバシーを配慮し、

年月日、発生地域などが特定出来ない形で表記し、事例の主旨を変えない程度の一部修正・省略を行った。また、加害親、被害児の年齢等は公表報告の範囲内とする。事例研究会では、研究の趣旨、自由意思による参加、中止の自由、匿名性などについて、参加者に書面にて確認し実施している。また、本研究については利益相反に関する事由はない。

なお、本研究について、社会事業研究所の研究倫理委員会において「研究倫理審査」①裁判記録等の閲覧・分析（承認受付番号：13-0405）、②事例研究会による検証（承認受付番号：13-0406）を受け、承認を受けている。

4. 研究結果

検証報告との比較から裁判記録等を用いた検証・分析によって得られた再検証の結果からは共通性と個別性という視点が重要であると結果が得られた。

共通性については、裁判記録を用いたことで、最も共通していたことは、家族状況や、家族の構成員一人ひとりの状況をより詳細にすることが出来ることである。特に、加害親の生育歴や置かれた環境については、裁判記録でなければ見えてこない点であり、被害児の状況についても検証報告よりは鮮明になることで、対応にも違いが生じると考えられる。このことは、事例ごとに作成し、比較したジェノグラムからも明らかとなり、また支援策にも影響を与えるものである。

個別性については、裁判記録等を用いた本研究の方法だからこそ、知り得ることが出来た、新たに明らかにされた事柄であり、各事例の個別性が高い項目である。加害親の状況や被害児の状況、関係機関の担当者の異動、加害親以外の親の状況などの個別的要素について、明らかにすることが、これからの児童虐待死に関わる新たな事例について検討する際に、応用できるものであり、見逃してしまいがちな事実から重要な要素を抽出することが必要であることが発見できたといえる。個別的要素について見逃してしまいがちな事実から重要な点が発見できたといえるものである。

5. 考察

本研究の目的は第一として検証報告には裁判記録を用いること、そして第二に、裁判記録を用いて検証した結果から、今後の児童虐待に関わる専門職の職員研修にも生かすことができる裁判事例研究会の実施であった。このシステムの提案は、児童虐待死を予防することが出来る専門職の育成に大きな前進をもたらすものと考えられる。

本研究の方法を用いて検証を行うことは、時間も手間もかかる方法論の提案である。しかしながら、ここで提唱した2つの方法は、今後の児童虐待死防止に重要な知見を得ることができ、さらに裁判記録等を事例分析の対象とし、事例検討会を開いたことで、今後の実践に活かせる方法を提示し、専門職としての質の向上につながり、虐待死予防のソーシャルワーク実践の発見と開発となるものである。